

## 規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正に係る部分)		
担当部局	総務省 情報流通行政局 郵政行政部信書便事業課	電話番号: 03-5253-5974	e-mail: shinshobin@soumu.go.jp
評価実施時期	令和5年3月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</b>          現行の民間事業者による信書の送達に関する法律(以下「信書便法」という。)においては、一般信書便事業者に対して、その事業所において届け出た料金や認可を受けた信書便約款等の掲示を義務付けており、当該規制は事業所といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであることから、これらの情報のインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。</p> <p><b>【課題及び課題の発生原因】</b>          現行の信書便法においては、一般信書便事業者に対して、その事業所において料金や信書便約款等の掲示を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには一般信書便事業者の事業所に赴く必要がある。          総務省が一般信書便事業者に対して規制の内容の変更を情報提供することにより、一般信書便事業者によるインターネット公表を促すことも考えられるが、国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定の場所における書面掲示義務に加え、インターネット上での公表義務を事業者等に課すこととする。          なお、本規制は、デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直しの基準を踏まえたものである。</p> <p><b>【規制の内容】</b>          一般信書便事業者において、現在、料金や信書便約款等について事業所への掲出が義務づけられているところ、これに加え当該情報をインターネットにより公共の閲覧に供することも求めるもの。</p>		
規制の費用	(遵守費用)	今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、一般信書便事業者は、料金や信書便約款等に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となるが、現時点において一般信書便事業に参入している者はないところ、今後、参入することとなる者においても、民間事業者の多くは、既にインターネットを利用して広告等を行っており、料金や信書便約款等に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は発生しないものと想定される。	
	(行政費用)	今回の規制の導入に当たったの周知については、当省ホームページでの掲載や関係団体に対してのメール等により行うことを想定しており、規制導入後に新たに行政費用が発生することはないと考える。	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	利用者にとっては、当該一般信書便事業者の料金等に係る情報の入手に際して、インターネットにより簡易に取得できることとなる。	
	(副次的・波及的な影響)	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は基本的に発生しない。	
費用と効果(便益)の関係	料金等の情報についてインターネットにより提供することで、多額の費用を要することなく、多くの利用予定者が簡易に当該情報を得られる状況となることにより、利用者の獲得に結びつく可能性の拡大が考えられる。		
その他関連事項	<b>【事前評価の活用状況】</b> デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直しの基準を踏まえて実施するものである。		
事後評価の実施時期等	<b>【事後評価の実施時期】</b> 当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。  <b>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</b> インターネット上の公表を実施した件数及び事業者数等		
備考			